

令和5年第1回 野田市議会定例会付議事件一覧

報告第1号～第5号 専決処分の報告について

議案第1号 令和5年度野田市一般会計予算

議案第2号 令和5年度野田市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和5年度野田市介護保険特別会計予算

議案第4号 令和5年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

議案第5号 令和5年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和5年度野田市水道事業会計予算

議案第7号 令和5年度野田市下水道事業会計予算

議案第8号 野田市私債権管理条例の制定について

- ・市の私債権の管理に関する事務の処理について、私債権の放棄を適正に行うための統一した基準を設ける等、その管理の適正を期するため制定しようとするもの

(1) 主な制定内容

① 目的（第1条）

市の私債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その管理の適正を期することを目的とすることについて規定する。

② 台帳の整備（第5条）

市の私債権の適正な管理に当たり、台帳の整備について規定する。

③ 債権の放棄（第6条）

市の私債権の管理の効率化を図り、回収可能な債権に注力するため、債務者の居所不明や生活困窮などのやむを得ない理由により、回収努力を尽くしても回収が見込めず徴収不能となっている市の私債権の放棄について規定する。

(2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第9号 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・保育士等の処遇改善のため、令和5年6月及び12月に保育所等に勤務する保育士等に対して支給する期末手当の支給割合の特例を規定しようとするもの

(1) 改正内容

保育所、学童保育所、幼稚園及びこぶし園に勤務する会計年度任用職員（用務員を除く。）について、令和5年度に支給する期末手当の支給割合を1.325月とする。

(2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第10号 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・定年前再任用短時間勤務職員並びに暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、国家公務員の基準俸給月額に合わせて改定しようとするもの

(1) 改正内容

① 再任用職員給料表：行政職（一）

単位（円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
現行	—	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
国基準額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
改正案	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
増額	(新設)	27,500	40,000	19,400	15,100	25,400	41,700	33,100

② 再任用職員給料表：行政職（二） 単位（円）

	1級	2級	3級	4級
現行	—	—	204,700	—
国基準額	193,600	204,700	223,200	244,000
改正案	193,600	204,700	223,200	244,000
増額	(新設)	(新設)	18,500	(新設)

(2) 施行期日 公布の日（当該規定の施行期日は、令和5年4月1日）

議案第11号 野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ・建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する条例の認定等に係る建築関係手数料に関する規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、一団の土地の区域を一の敷地とみなすことのできる「一団地の総合的設計制度・連坦建築物設計制度」の対象として、既存建築物の大規模修繕・大規模模様替が加えられたことから、別表の6建築関係手数料の12の項及び13の項の規定を改正する。

(2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第12号 野田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録の証明に関する規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

第10条第3項に規定する本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で行う印鑑登録の証明の具体的な方法について、野田市印鑑条例施行規則に委任するよう改める。

- (2) 施行期日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行の日

議案第13号 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

・健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減判定所得の引上げ等に関する規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 出産育児一時金の額の引上げ

40万8千円 ⇒ 48万8千円

- ② 後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ

20万円 ⇒ 22万円

- ③ 軽減判定所得の引上げ

区分	改正前	改正後
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + <u>28.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額(43万円) + <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + <u>52万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額(43万円) + <u>53.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

- (2) 施行期日 令和5年4月1日

(3) 経過措置

ア この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る野田市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

イ この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第28条及び第37条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第14号 野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・野田市総合公園のトレーニングルームについて、施設の区分を多目的ルームに改めることに伴い、利用料金に関する規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

別表第5の1の(4)のAについて、トレーニングルームの項を削り、多目的ルームの項を加え、利用料金を新たに定める。

- (2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第15号 野田市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- ・船形中児童遊園の廃止に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

別表から船形中児童遊園の項を削り、各児童館の位置の表記を整備する。

(2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第16号 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

- ・廃スプリングマットレスに係る一般廃棄物処理手数料の改定をしようとするもの

(1) 改正内容

廃スプリングマットレスに係る処理手数料を550円から1,650円に引き上げ、リサイクルセンターに持ち込む場合の処理手数料についても10キログラム当たり135円から405円に引き上げる。

(2) 施行期日 令和5年7月1日

議案第17号 野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

- ・3歳児以上の入所が定員を下回っている状況に合わせて野田市立北部保育所及び野田市立尾崎保育所の定員を変更しようとするもの

(1) 改正内容

野田市立北部保育所の定員を130人から120人に、野田市立尾崎保育所の定員を135人から130人に変更する。

(2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第18号 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

① 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

人格の尊重等の規定について整備する。

② 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 安全計画の策定等の義務について規定する。

イ 利用乳幼児の事業所外での活動、取組等の移動等のために自動車を運行した際の利用乳幼児の所在確認義務について規定する。

ウ 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合における車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置等の義務について規定する。

エ インクルーシブ保育における設備等の共用等の規定について整備する。

- オ 人格の尊重等の規定について整備する。
- カ 衛生管理等に係る措置の規定について整備する。
- ③ 野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ア 安全計画の策定等の義務について規定する。
 - イ 利用者の事業所外での活動、取組等の移動等のために自動車を運行した際の利用者の所在確認義務について規定する。
 - ウ 業務継続計画の策定等の義務について規定する。
 - エ 衛生管理等に係る措置の規定について整備する。
- (2) 施行期日 令和5年4月1日。ただし、(1)の①及び②のオの改正に係る規定については公布の日

議案第19号 野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・博物館法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの
- (1) 改正内容
野田市郷土博物館の設置の根拠規定について、地方自治法第244条の2第1項に改める。
- (2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第20号 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・入園する幼児が定員を下回っている状況に合わせて野田市立野田幼稚園及び野田市立関宿中部幼稚園の定員を変更しようとするもの
- (1) 改正内容
野田市立野田幼稚園の定員を260人から60人に、野田市立関宿中部幼稚園の定員を175人から30人に変更する。
- (2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第21号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- ・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理しようとするもの
- (1) 主な改正内容
 - ① 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正
子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項番号のずれを改める。
 - ② 野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部改正
主務大臣が変更になったことに伴い、第8条第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 - ③ 野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例の一部改正
主務大臣が変更になったことに伴い、第8条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

臣」に改める。

- ④ 野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正
子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項番号のずれを改める。
- ⑤ 野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部改正
主務大臣が変更になったことに伴い、第12条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
- ⑥ 野田市児童福祉審議会条例の一部改正
子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項番号のずれを改める。
- ⑦ 野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例の一部改正
主務大臣及び主務省令が変更になったことに伴い、第8条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
- ⑧ 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部改正
主務大臣が変更になったことに伴い、第10条第1号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
- ⑨ 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正に伴い、引用する条項番号のずれを改める。
- ⑩ 野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正
主務大臣及び主務省令が変更になったことに伴い、第9条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第10条第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(2) 施行期日 令和5年4月1日

議案第22号 野田市農産物直売所の指定管理者の指定について

- ・野田市農産物直売所の指定管理者として、農事組合法人ゆめめぐり野田を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市農産物直売所
指定 管理 者	所在地	千葉県野田市船形280番地の1
	名称	農事組合法人ゆめめぐり野田 代表理事 藤井 愛子
指定の期間		令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第23号 野田市立南部保育所の指定管理者の指定について

- ・野田市立南部保育所の指定管理者として、株式会社コビーアンドアソシエイツを指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市立南部保育所
指	所在地	千葉県野田市中野台564番地の2

定 管 理 者	名 称	株式会社コピーアンドアソシエイツ 代表取締役 小林 照男
	指 定 の 期 間	令和6年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第24号 野田市立尾崎保育所の指定管理者の指定について

- ・野田市立尾崎保育所の指定管理者として、株式会社日本保育サービスを指定しようとするもの

	公の施設の名称	野田市立尾崎保育所
指 定 管 理 者	所 在 地	愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
	名 称	株式会社日本保育サービス 代表取締役 坂井 徹
	指 定 の 期 間	令和6年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第25号 令和4年度野田市一般会計補正予算（第12号）

議案第26号 令和4年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第27号 令和4年度野田市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第28号 令和4年度野田市水道事業会計補正予算（第3号）

【2日目追加提案予定議案】

- ・野田市教育委員会委員の任命について（1名）

【2日目又は最終日追加提案予定議案】

- ・野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【最終日追加提案予定議案】

- ・公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・野田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- ・野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- ・令和5年度野田市一般会計補正予算（第1号）
- ・野田市公平委員会委員の選任について（1名再任、1名新任）
- ・人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（1名）